

令和4年8月23日開催

都市基盤整備・防災力向上特別委員会

委員 長 報 告

令和4年9月定例会

委員 長 宇 田 川 好 秀

去る8月23日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「SKIPシティの利活用について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

SKIPシティは、令和4年4月に策定した「SKIPシティ利活用基本計画」に基づき整備が計画されており、C街区については、産業振興施設及び商業施設を整備する予定であるとのこと。

C街区の詳細にかかわり、まず、西側のC1街区は、開発コンセプトである「映像関連産業と事業者支援機能が集まる賑わいのあるまちの形成」に基づき、展示会・商談会が開催できる機能、各種産業支援を受けられる機能及び産業資料館等の主に産業振興に資する施設を整備する予定であるとのこと。

また、東側のC2街区は、定期借地権を設定し、公募によりスーパーマーケット等の物販店舗及び飲食店舗等を整備することで、地域住民の利便性向上に加え、訪れる人の憩いの空間として賑わいの創出を目指すとのこと。

今後の予定については、C1街区は令和5年12月までに基本設計・実施設計を行い、その後、令和7年度までに建設工事を行う予定であるとのこと。また、C2街区は令和4年9月に募集要項を公表し、令和5年1月から4月までにプレゼンテーションの実施、優先交渉権者の特定、基本協定の締結を行い、9月には定期借地権設定契約を締結する予定であるとのこと。

さらに、C街区整備計画の実施に向けたNHKとの土地交換については、令和5年5月頃に市が所有するB街区とNHKが所有するC街区及びB街区西側隣地の一部を交換する予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、C1街区において想定する展示会・商談会の規模について問われ、これに対して、計画している多目的ホールの広さに鑑みると、規模としては産業団体ごとに行う展示会・商談会の開催を想定しているとのことでありました。

このほか、C2街区における定期借地権の設定にかかわり、最低貸付料の算定根拠について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

次に、報告事項の2「川口元郷1丁目2番地区共同化事業について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

川口元郷駅前広場北側地区は埼玉高速鉄道線の開業以降、コインパーキングや芝川沿いの市有地が点在するなど、駅前広場に面した立地にもかかわらず、土地の有効活用がなされていない状況であったとのこと。

そのような中、道路として整備する予定であった市有地の隣接土地所有者より、当該市有地も含めた共同化事業の提案があったとのこと。この事業により

本市は土地を権利床に交換することで、公共床を取得するとともに、敷地の外周に歩道状空地等を設けることで、元々整備する予定であった通路機能を確保することができるとのこと。

計画地は、川口元郷駅前広場北側の約1,866平方メートルの敷地であり、そのうち市有地が約335平方メートルであるとのこと。

建築計画の概要としては、建物の構造・規模は、鉄筋コンクリート造、地下1階地上15階を予定し、建物の主要用途として、1階部分を店舗等、2階部分を公共床とする共同住宅を予定しているとのこと。

取得予定の公共床については、川口元郷駅前広場隣接地という好立地であることから、駅周辺地区のにぎわい創出に寄与するよう利活用について今後検討を行うとのこと。

今後については、令和4年9月に事業開始を予定しており、令和5年中に土地と権利床の交換契約の締結をした後、建築工事に着手し、令和7年中の竣工を予定しているとのことでありました。

以上のような説明に対して、建築及び管理において想定される市の費用負担について問われ、これに対して、建築工事費については、国の再開発事業に係る補助制度における市の負担分があるほか、建物の維持管理費については、権利の割合に応じて負担が発生するとのことでありました。

このほか、取得予定の公共床の面積について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の3「救急・救命体制のさらなる充実強化について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本報告における体制強化は、多様化し、増加傾向にある救急事象に対処するうえで、最も重要な救急活動である病院前救護において、より質の高いサービスを提供するため、高度な救急体制を構築することを目的としているとのこと。

実施内容としては、まず、高度な知識と技術を持った救急救命士の乗車率を向上させることで、質の高い病院前救護をより多くの市民に提供するとともに、女性特有の病気など多様なニーズに対応するため女性救急隊員の乗車率の向上を図っているとのこと。

また、救急救命士は技術の維持・向上のため、2年間で48時間の病院実習が義務付けられていることから、実習期間中には出場隊から離れることとなり、乗車率の低下を招くことが課題となっていたため、川口市立医療センターとの連携により、病院実習を行いながら救急出場にも対応することができる救急ワークステーションの試行運用を令和4年4月から開始したとのこと。

さらに、9時から17時までの日勤時間帯における救急出場件数が全体の約

半数を占めていたことに着目し、育児や介護で部分休業を取得する職員等で編成する救急隊を当該時間帯の救急需要に特化した日勤救急隊とし、令和4年7月から試験的運用を開始したとのこと。

これらの施策に加え、昨年度と比較して救急救命士8人、女性救急隊員2人を増員したことにより乗車率についても向上が図られているとのことでありました。

以上のような説明に対して、女性救急隊員増員の取り組みについて問われ、これに対して、現在は女性隊員の当直に対応できる施設が4施設に限られているため、今後は施設整備とあわせ、女性隊員を配置できる施設を増やすことで、増員を図っていくとのことでありました。

このほか、病院前救護における具体的な処置内容について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。